

切れ目のない支援の充実

1 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施について

(1) 経緯

平成 24 年より、児童虐待防止対策の一環として、「居住実態の把握が出来ない児童に関する調査」について関係府省庁が協力し、厚生労働省を中心に取り組む。

平成 26 年には、各関係省庁（内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、警察庁）が「居住実態が把握できない児童について、政府一体となって全力で把握に努める」との取組方針が示されている。平成 31 年 3 月 19 日の関係閣僚会議でも「児童虐待防止対策の抜本的強化」の一つとなっている。

(2) 対象

毎年 6 月 1 日時点で住民登録をしている 18 歳未満の児童

(3) 調査方法

下記の機関・関係機関へ情報を収集する。

【関係機関】

- 健康課・保育課・子育て支援課・教育企画課・市内私立中学校
- ・市内高等学校・生活福祉課・協働コミュニティ課・障害福祉課
- ・東京都入国管理局

確認の流れ						
高校	市内高等学校情報 (未通学・未連絡、退学等)		医療費助成利用確認	ひとり親家庭手当等確認	生活保護受給者確認	海外・逃母子・障害施設 対象家庭の訪問
小中学生	市内私立中学校情報 (未通学・未連絡、退学等)					
	市内公立小中学校情報 (就学義務免除・猶予、居所不明、 長期欠席＋未連絡・未接触)					
乳幼児	予防接種未接種	保育所・幼児 教育施設の 通園情報				
	歯科検診未受診					
	乳幼児健診未受診					
	新生児未訪問					

(4) 本市の状況

毎年、該当児童「なし」で報告している。令和元年度調査も報告済。

(5) 全国の状況

平成 30 年 6 月 1 日時点を対象に状況確認を進めたが、令和元年 6 月 25 日時点で居住実態が把握できない児童 17 人(令和元年 6 月 26 日厚生労働省通知)

